

(資料4) デザインガイドライン

< 貨幣デザイン作成上の考え方 >

- (1) デザインの作成にあたっては、各都道府県の創意工夫を尊重することとする。
- (2) デザインは、他の県でも関心の持たれる、ある程度だれもが知っている都道府県を代表する風物、イベント等を採用することとし、品位ある記念貨幣として相応しいものとする。
- (3) 未永く愛されるデザインとする。
- (4) 次のものはデザインとして採用しないものとする。

政党その他の政治団体、宗教に関連するもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他貨幣のデザインとすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものは除く。)

特定の企業の営利活動を目的とするもの

個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの

国の利益や他国または国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

特定の人物をモチーフとするもの(ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものは除く。)

公序良俗に反するおそれがあるもの

その他通貨の信用又は品位を損なうおそれがあるもの

- (5) 全都道府県のデザインの一貫性を著しく損ねるようなデザインは避ける。

(注1) 記念の切手におけるデザイン作成上の考え方についても、上記に準ずるものとする。

(注2) 貨幣の表面は、都道府県ごとのデザインとなるが、裏面は、全都道府県共通の仕様となる。